

会社	会社名	凸版印刷株式会社		
概要	従業員数	8,900名	業種	総合印刷業

1. ねらい

65歳までの就業が前提となった今、中高年齢層を中心に家族の介護に直面するリスクはこれまで以上に高くなっており、多くの社員が、働きながら家族を介護することに不安を抱えている。こうした社員の不安を解消するため、仕事と介護の両立支援制度を平成27年10月に大幅拡充した。この制度の活用によって、社員が安心して仕事をし、自分の能力を最大限発揮することで、企業活力の向上につなげていきたいと考えている。

2. 施策内容

<ポイント>

- ・介護休業と介護勤務短縮の分割取得、休業と勤務短縮間の切替利用など、柔軟な働き方を支援
- ・介護関連諸制度の利用条件の緩和：育児法上の「要介護状態」だけでなく、介護保険制度上の「要支援状態」も利用可

【介護休業・介護勤務短縮制度】

対象となる家族：本人の配偶者、子、父母(配偶者の父母含む)および同居し扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫

制度適用要件：対象家族が、以下の介護状態のいずれかに該当する場合

育児・介護休業法における「要介護状態」／介護保険制度の「要介護状態」／介護保険制度の「要支援状態」

休業期間：同一の要介護状態における介護休業は、連続・通算ともに1年間とし、連続取得・複数回の分割取得をともに可とする。

勤務短縮：以下の各種勤務短縮を認めている。
1日につき最大2時間の勤務短縮／1日につき最大2時間の時差出勤／勤務短縮と時差出勤の組み合わせ利用／週の所定労働日数を最大2日まで短縮／
制度利用可能期間は、制度適用開始から3年

【介護休業と介護勤務短縮の関係】

- ・介護休業と介護勤務短縮は同一の要介護状態において切替可能とし、利用可能期間はどちらかの制度が最初に適用になった日から3年に到達するまで。

【介護休日】年5日(要介護者2名以上の場合は年10日)、有給

【介護の事由による新幹線通勤】

- ・転勤により単身赴任となる(なっている)社員で、転勤前に同居していた家族が介護の対象となる場合、特例的に、単身赴任とはせず、新幹線による通勤を認める。(通勤時間は2時間以内／新幹線定期代は会社負担)
- ・遠隔地で別居する介護の対象となる父母(配偶者の父母を含む)を介護するために、社員がそこに同居し、日々会社に通勤する場合、特例的に、新幹線による通勤を認める。(通勤時間は2時間以内／新幹線定期代と普通定期代の差額の20%相当額および税金分は個人負担)

【仕事と介護の両立に関する情報提供】

- ・社員用情報提供ホームページ：両立支援に関するトッパンのしくみや一般的な知識、そして介護に関わる公的な制度などを紹介している。
- ・外部専門相談窓口：介護に関する専門相談窓口として、「NPO法人 海を越えるケアの手」と法人契約を結んでいる。

3. 取組実績・効果

- ・介護情報を提供するホームページの閲覧数や専門相談窓口への相談件数は一定数以上ある。
- ・制度を拡充したことで社員から会社への相談件数も増加傾向にある。
- ・今後もセミナーの開催等意識喚起や会社制度の周知を進める。